



呉市立小・中学校

令和元年11月発行

共同事務センターだより 第7号

担当：昭和共同事務センター

寒い日が続く、インフルエンザの流行にも気をつけなくてはならない時期になりました。今回は年末調整についてお知らせします。年末調整とは1年間の給与総額が確定する年末にその年に納める税金を正しく計算し、徴収又は還付し精算する手続きです。



主な改正事項

- 「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式が変更され、「単身児童扶養者」の欄が新設されました。
- 令和2年分から源泉所得税に関する改正があります。
 - 1 給与所得控除
給与所得控除額が一律10万円引き下げ
 - 2 基礎控除
基礎控除額が10万円引き上げ

提出締切 11月8日(金)



平成31年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（写）

※変更の有無にかかわらず提出をしてください

個人番号の変更がなければ記入しない

内容変更により追加・訂正があった場合は、余白に新たに押印

平成31年(令和元年)の所得見積額が38万円以下の扶養親族(給与収入103万円以下、65歳未満年収入108万円以下、65歳以上158万円以下)

平成31年(令和元年)の所得見積額が85万円以下の配偶者(給与収入150万円以下)

昨年末に(新採等の方は今年)記載した内容と変更があれば訂正又は追加

平成31年(令和元年)中に前職がある職員(非常勤講師・アルバイト等)はその期間の源泉徴収票を添付

訂正の場合は二重線と訂正印を押印
例：出生・就職・住所変更等

令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書

申告書の裏面と下記を参考に記入してください

契約者が職員以外でも、受取人が職員又は配偶者や親族となっており、職員が保険料を支払った場合は申告可能
保険会社又は生協の証明書を添付

地震保険について記入
地震/旧長期のどちらかに○
証明書を添付

職員又は生計を一にしている親族の国民年金保険料(証明書を添付)や国民健康保険料等
※国民年金保険料の支払先は厚生労働省と記入

個々の計算式を使って計算する
旧保険と新保険を間違えないように

iDeCo(個人型確定拠出年金)等の掛金を年末調整する場合はここに記入

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書 申告書の裏面と下記を参考に記入してください

職員の間年所得見積額と該当するものに✓

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった令和元年中の収入金額を記載

職員の今年の所得見込額(裏面参照)

配偶者の年齢・所得額に該当する口に✓

判定結果の記号を記入

判定結果の番号を記入

配偶者の今年の所得見込額(裏面参照)

配偶者の今年の年収見込額未確定の場合はえんぴつ書きにして、確定後にペン書き

計算後の数字を上の方の数字に*2に転記

左の選択の結果に該当する方に金額を記入

区分Ⅰ・Ⅱの結果をもとに選択

区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	区分Ⅳ	区分Ⅴ	区分Ⅵ	区分Ⅶ	区分Ⅷ	区分Ⅷ	区分Ⅸ	区分Ⅹ
485,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	280,000円	240,000円	210,000円	180,000円	160,000円	140,000円
20,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	60,000円	40,000円
1,650,000円	1,300,000円	1,300,000円	1,200,000円	1,100,000円	900,000円	700,000円	600,000円	400,000円	200,000円	100,000円

令和元年分 住宅借入金等特別控除申告書 対象者はつぎの書類を提出してください

- 住宅借入金等特別控除申告書 (税務署から受け取った用紙)
※様式中に個人番号欄があっても記入はしないでください。
- 借入金の年末残高等証明書 (金融機関等が発行)
なお、借入金の借換えをした場合は、借換え直前の残高がわかる書類も必要です。



令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 申告書の裏面を参考に記入してください

下段 職員の住所地

令和2年分の所得見積額が48万円以下の扶養親族(給与収入103万円以下、65歳未満の年金収入108万円以下、65歳以上の年金収入158万円以下)

令和2年分の所得見積額が95万円以下の配偶者(給与収入150万円以下)

老人扶養親族 昭和26年1月1日生まれまでの場合にどちらかに✓

特定扶養親族 平成10年1月2日~平成14年1月1日生まれの場合に✓

扶養親族が非居住者の場合○(関係書類を添付)

該当するものがあれば記入

他の所得者が控除を受ける扶養親族を記入

平成17年1月2日以後生まれの扶養親族を記入

新たに追加された部分

令和2年中の所得の見積額が48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者に該当する場合に記入

サービス「一問一答！」

「家族の看護等に係る休暇(第15号)」

Q 義務教育終了前の子が2人以上いる場合、そのうちの1人のみのために、年10日の休暇を使用することができるか。

A 可能である。

